ＪＡ交流ひろば「とれたて元気市」運営要領

施行	平成１３年　９月１１日	改定	平成３０年１２月　１日
改定	平成１４年　３月２１日	改定	令和　元年１０月　１日
改定	平成２１年　９月　１日	改定	令和　２年１１月　１日
改定	平成２５年　３月　１日	改定	令和　３年　１月　１日
改定	平成２７年　５月　１日	改定	令和　５年　４月　１日
改定	平成２７年１２月　１日	改定	令和　６年１２月　１日
改定	平成２９年　４月　１日	改定	令和　８年　４月　１日
改定	平成３０年　４月　１日	改定	令和　８年　９月２７日

（名　称）

第１条　この産直市は、ＪＡ交流ひろば「とれたて元気市 広島店」「とれたて元気市 となりの農家店」「とれたて元気市 楽々園店」（以下、「とれたて元気市」という）とする。

（目　的）

第２条　「とれたて元気市」は、生産者が出品（販売委託）する新鮮で安全・安心な広島県産農畜水産物やその加工品などを消費者に提供するとともに、お互いの交流や情報の交換を通して、「生産者と消費者の交流の場づくり」を進める。

さらに、これを通じて生産者の仲間づくり、生き甲斐づくりに貢献すると同時に、広島県産の農畜水産物・加工品のブランド化や地域農業の発展に寄与することと、ＪＡのＰＲを図ることを目的とする。

（構　成）

第３条　「とれたて元気市」は、第２条の目的に賛同し、商品を出荷する生産者およびその在籍するＪＡ並びにＪＡ全農ひろしまと業務委託先・テナント契約先で構成する。

（会員登録）

第４条　「とれたて元気市」の会員登録は、以下のとおりとする。

（１）ＪＡは、第２条の目的に賛同する生産者の募集を行い、登録申込書・誓約書と運営要領を説明し生産者（以下、「会員」という）が遵守できることを確認してＪＡ全農ひろしまへ会員登録を申し出る。

（２）登録内容を変更もしくは解約する場合も、原則として登録申込書を提出する。

（３）出荷実績が２年間発生しない会員は、ＪＡに確認のうえシステム上での会員削除登録を行う。

（登録料）

第５条　「とれたて元気市」の登録料は、次のとおりとする。

（１）会員登録する際に、ＪＡは、会員から登録料として１，０００円（消費税等込）を

徴収する。

（２）「とれたて元気市」は、ＪＡ毎に月末締切翌月２９日までにＪＡ指定口座より引き落とす。ただし、金融機関が休みの場合には、その翌日に繰り下げる。

（３）登録料は、如何なる場合も返還しない。

（商品区分）

第６条　「とれたて元気市」は、商品を「生鮮食品」と「加工品」に区分して取り扱う。それぞれの基準は消費者庁が定める食品表示法に準ずる。

（営　業）

第７条　「とれたて元気市」の営業は、次のとおりとする。

（１）営業日

「とれたて元気市」は、盆・年末年始を除く毎日営業を基本とする。ただし、盆・年末年始および臨時に休業する場合は、事前にＪＡならびにＪＡを通じて会員へ連絡する。

ただし、「とれたて元気市 楽々園店」の営業日は、「イオンタウン楽々園」の営業日に準じる。

（２）営業時間

「とれたて元気市 広島店」「とれたて元気市 となりの農家店」の営業時間は、午前９：００～午後６：００とする。「とれたて元気市 楽々園店」の営業時間は、午前１０：００～午後９：００とする。営業時間を変更する場合は、事前にＪＡならびにＪＡを通じて会員へ連絡する。

（運　営）

第８条　「とれたて元気市」の運営は、ＪＡ交流ひろば「とれたて元気市」運営会議（ＪＡとＪＡ全農ひろしまで構成）の協議に基づき、ＪＡ全農ひろしまが行う。

（出　荷）

第９条　「とれたて元気市」の出荷は、次のとおりとする。

（１）搬入について

ア．商品の搬入は、会員およびＪＡそれぞれの責任で行う。

イ．会員が直接「とれたて元気市」に搬入する場合は、午前７：００～午後５：００に限り、随時受け付ける。ただし、午前７：４５～８：００は朝礼および開店前点検のため、搬入を制限する。

ウ．遠方からの送り荷については、「とれたて元気市」にて荷受し販売する。この場合、店舗を限定していない商品については、「とれたて元気市」の判断で店舗を変更できるものとする。

（２）出荷数量

出荷する商品の数量は自由とする。ただし、季節・品目により片寄った出荷が予想される場合は、出荷数量を制限することがある。

（３）加工品および一括表示が必要な商品について

別途定める、「ＪＡ交流ひろば『とれたて元気市』加工品等出荷手順書」に基づく。

（４）手芸品および工芸品等について

別途定める、「ＪＡ交流ひろば『とれたて元気市』手芸品および工芸品等出荷手順書」に基づく。

（５）法令の遵守

ＪＡは、誓約書で確認した関係法令（食品表示法・ＪＡＳ法・食品衛生法・計量法・景品表示法・不正競争防止法・医薬品医療機器等法・容器包装リサイクル法など）および県・市町の関係条例の定めの遵守状況を会員に対して指導ならびに確認する。

（６）玄米・精米の取扱いについて

「とれたて元気市」では、玄米（古代米を除く）および精米の出荷は、運営者（ＪＡ全農ひろしま等）が行なう。

（栽培履歴）

第１０条　ＪＡは、次に掲げる共通項目のほか、会員が所在する地域や農産物の特性等に応じて必要な事項を定めた管理様式を作成し、誓約書の提出を通じて会員に「栽培履歴の管理・記帳」を指導ならびに確認する。

また、ＪＡ全農ひろしまが栽培履歴の提出を求める時には、会員はＪＡを通じて速やかに提出する。

（１）農産物名、作型、品種名

（２）ほ場所在地

（３）使用肥料の種類、銘柄名、使用量（回数）、投入時期

（４）使用農薬の商品名、対象病害虫名、使用量（回数）、使用時期

（５）土壌改良資材等その他の使用資材の用途、商品名、使用量（回数）、使用時期

（６）収穫日、出荷量、出荷日

（栽培・加工講習会・研修会）

第１１条　ＪＡは、会員に対して「栽培・加工講習会や研修会」を年１回以上受講することを促すとともに、食品に関する情報提供を行い出荷品の品質向上に努める。

ＪＡ全農ひろしまは、ＪＡと協力して次のことをすすめる。

（１）開催計画策定

（２）資料の策定

（３）開催結果の取りまとめ

（検　品）

第１２条　「とれたて元気市」では、商品の数量検品はしない。

（包　装）

第１３条　ＪＡは、会員に対して出荷する商品毎にＪＡＮコードもしくは「とれたて元気市」のインストアコード（以下、「バーコード」という）や「加工食品の義務表示事項」を貼付けることを指導する。

また、ホッチキス針を使用しない等、包装に使用する資材等には、十分注意するよう指

導する。

（表　示）

第１４条　「とれたて元気市」で扱う会員が出荷する商品の表示は次のとおりとする。

（１）商品表示（品名、出荷者名、価格）は、バーコードで行う。ＪＡ独自のバーコードを使用する場合は、「とれたて元気市」に事前に確認・承諾後に使用する。

（２）加工品および一括表示が必要な商品は、第９条第３項に定められた出荷手順に基づいて、表示内容の確認を受ける。

（３）商品の値づけは、消費税等を含む価格（内税方式）とし、会員個々の判断で自由に価格を決め、バーコードに表示する。ただし、店内の一般的な価格から著しく逸脱したり、品質不相応の価格と判断される場合には、会員およびＪＡと「とれたて元気市」で協議する。

（４）販売価格は、１０円単位とする。

（５）販売価格や表示内容を変更する場合は、手書き訂正は認めず新たに貼り替える

（６）優良誤認表示については、「とれたて元気市」が示す資料に基づいて運用するものとし、適正でないと判断したものについては陳列せず、ＪＡを通じて会員に連絡する。

（陳　列）

第１５条　「とれたて元気市」の陳列は、次のとおりとする。

（１）包装・表示の完了した商品を、「とれたて元気市」で陳列する。ただし、包装・表示が不完全な商品あるいは販売に不適格と「とれたて元気市」で判断した商品については、陳列せず、ＪＡを通じて会員に連絡する。

（２）陳列棚に並ばない商品（補充商品）は、「とれたて元気市」で保管する。

（３）会員は、「とれたて元気市」の指示に沿って陳列する。

（販　売）

第１６条　「とれたて元気市」の販売は、次のとおりとする。

（１）商品管理

ア．店内では、農産物が乾燥し過ぎないように配慮する。

イ．冷蔵・冷凍を必要とする加工品については、冷蔵・冷凍機能を持つ陳列ケースを設置する。

ウ．商品の傷み、劣化、腐敗、安全性懸念（農薬汚染、有害物資等）などの問題があった場合は、その商品を陳列棚から撤去する。撤去した商品は、「売れ残り商品」として取り扱う。

（２）販売管理

ア．販売価格は、バーコード表示の金額（消費税等込）とする。

イ．消費者向けの販促（ＰＲ、広告、イベントなど）を定期的に行う。ＪＡおよび会員が商品のＰＲあるいは試食販売などを実施する場合は、事前に「とれたて元気市」に相談する。

（３）販売先

一般消費者のほか、法人（ＪＡ含む）に対しても販売できることとする。

（４）代金回収

ア．一般消費者に対しては、現金引換販売またはクレジットカード販売とする。

イ．法人に対しては原則として販売日を基準とし、「月末締め翌月末支払」とする。ただし、ＪＡに対しては「旬末締め翌旬末支払」とする。また、支払方法については小切手または振込送金により支払うこととし、支払日が金融機関の休日にあたる場合には、その日を翌日に繰下げるものとする。

（５）出店販売

イベント等で出店販売を行う場合、「とれたて元気市」の判断で商品を店舗から持ち出して販売できることとする。

（６）買取販売

生産者が出品（販売委託）する広島県産農畜水産物やその加工品のない商品については、「とれたて元気市」の判断で買取販売を行うことができることとする。

（引き取り）

第１７条　「とれたて元気市」の引き取りは、次のとおりとする。

（１）引き取り時間

ア．ＪＡおよび会員は、売れ残り商品が発生した場合、速やかに引き取る。

イ．ＪＡおよび会員は、売れ残り商品を引き取らず「とれたて元気市」に処分を依頼する場合は、あらかじめ連絡する。

ウ．売れ残り商品を営業時間終了時までに引き取らなかった場合、「とれたて元気市」でその商品を処分する。ただし、大量に処分をする場合は、ＪＡを通じて会員へ連絡する。

エ．売れ残り商品を引き取らず処分する場合、実費負担を求める場合がある。

（２）引き取り方法

ア．売れ残り商品を引き取る場合は、「とれたて元気市」の確認を受ける。

イ．出荷した商品以外は、持ち帰らない。

（損害の賠償）

第１８条　「とれたて元気市」は、販売委託された商品の管理に十分注意する。ただし、商品の撤去・処分や不明品もしくは万引きや自然災害などＪＡ全農ひろしまの責に帰することのできない理由により発生した損害については、ＪＡ全農ひろしまはその賠償を免れる。

（クレーム処理）

第１９条　会員からのクレームは、ＪＡにおいて責任をもって解決する。

２．購入者からのクレームについて、「とれたて元気市」の運営・販売に係わるものはＪＡ全農ひろしまが解決し、商品に関するクレームについては、ＪＡもしくは会員において解決する。

（製造物責任）

第２０条　加工品は「製造物責任法（ＰＬ法）」の対象となるため、製造物の欠陥により購入

者に損害が生じた場合、会員は損害賠償責任を負わなければならない。このため、会員は原則「生産物賠償責任保険（ＰＬ保険)」に加入するものとする。

（精　算）

第２１条　「とれたて元気市」からＪＡへの精算は、次のとおりとする。ただし、金融機関が休みの場合には、その翌日に繰り下げる。

（１）販売代金の精算

ア．委託販売品については、代金（消費税等を含む）から販売手数料を差し引いた金額を毎月１５日締切２５日、毎月末締切翌月１０日に支払う。

イ．買取販売品については、出荷報告書（または請求書）に基づき毎月末日締切翌月末に支払う。

ウ．精算金額は、「とれたて元気市」でレジ計上したもののみとし、処分品・不明品等は精算しない。

（２）「とれたて元気市」販売手数料

ア．販売手数料は次のとおり。

（ア）生鮮食品…販売価格（消費税等別）の２０％（消費税等別）

（イ）加工品　…販売価格（消費税等別）の２５％（消費税等別）

イ．ＪＡコーナー等イベント実施の場合の販売手数料は、別途協議のうえ決定する。

ウ．ＪＡから会員への精算手続きおよびＪＡ販売手数料、バーコード代金等は各ＪＡで定める。

（３）バーコード発行代金の徴収

ア.「とれたて元気市」は、ＪＡ毎にバーコード発行代金として、１枚につき２円（消費税等別）を徴収する。

イ．ＪＡ毎に月末締切翌月２９日までにＪＡ指定口座より引き落とす。

（ＪＡコーナーの開設）

第２２条　ＪＡは、指定された日時にＪＡコーナーにおいて農畜産物の販売およびイベントを開催する。

（とれたて元気市の閉鎖）

第２３条　ＪＡ全農ひろしまの都合で、「とれたて元気市」を閉鎖するようなことが生じた場合、ＪＡ全農ひろしま運営委員会で協議・報告を経て、事前に閉鎖の時期を通知する。この時は閉鎖の理由を問わず、会員およびＪＡは、ＪＡ全農ひろしまに異議の申し立てをすることはできないものとする。

（注意事項）

第２４条　次のいずれかに該当する会員には、注意を促すためにその会員が在籍するＪＡを通じて警告を発する。

「とれたて元気市」からの警告に従わない場合は、出荷を受付けない場合がある。

（１）自ら生産・製造した商品以外の商品を出荷したとき。

（２）出荷した商品に欠陥（病害虫、腐敗、量目不足、粗悪品など）があったとき。

（３）安全・安心への取組みに理解・協力を得られないとき。
（４）関係法令を遵守していないことが判明したとき。
（５）購入者から商品に対する苦情があったとき。
（６）事前の連絡・相談なく売れ残り商品を引き取らなかったとき。
（７）「とれたて元気市」の敷地内で、承諾なく商品の直接相対取引または無料提供を行ったとき。
（８）「とれたて元気市」の敷地・店舗内で、他の生産者や消費者に対して迷惑となる行為を行ったとき。
（９）その他、「とれたて元気市」の運営を妨げる行為、または信用を傷つける行為を行ったとき。

付　　則

（制定・改廃）
１．この要領の制定・改廃は、ＪＡ全農ひろしま 直販担当部長が決定する。
（疑義解明）
２．この要領の解釈その他の疑義は、ＪＡ全農ひろしま 直販担当課長が決定する。
（施行期日）
３．この要領は、平成１３年９月１１日から施行する。

付　　則（抄）

この要領の改定は、令和８年９月２７日から施行する。